

## 兵庫医科大学病院前期研修管理委員会規程

第1条 兵庫医科大学病院の臨床研修体制を適正かつ円滑に行うために兵庫医科大学病院前期研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は次のことを行う。

- 1 初期臨床研修プログラムの決定及び各研修プログラム間の相互調整等に関すること
- 2 初期臨床研修医の募集及び採用、他施設への出向、研修継続の可否、処遇、勤務管理及び健康管理に関すること
- 3 研修目標の達成状況の評価、臨床研修終了時及び中断時の評価に関すること
- 4 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援に関すること
- 5 その他初期臨床研修医に関すること

第3条 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- 1 副院長(教育研修担当)
- 2 医療人育成研修センター長
- 3 医療人育成研修センター卒後研修室長
- 4 研修プログラムのプログラム責任者
- 5 協力型相当大学病院の研修実施責任者
- 6 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- 7 研修協力施設の研修実施責任者
- 8 看護部長が指名した者 1名
- 9 薬剤部長が指名した者 1名
- 10 病院事務部長が指名した者 1名
- 11 医師、有識者等の外部委員
- 12 その他病院長が必要と認めた者

第4条 前条第8号～第10号委員の任期は病院長の在任期間とする。

第5条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する。

第6条 委員会は、原則として2ヶ月に1回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

② 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

第7条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

② 委員長に支障あるときは、委員長が予め指名した委員が議長となる。

第8条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外のものを出席させることができる。

第10条 委員会の事務は、医療人育成研修センターにおいて行う。

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て病院部長会の意見を聴いて常務会が行う。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。